

令和6年度第2回水戸市安全なまちづくり推進委員会

日 時 令和6年8月20日(火) 10時00分～

場 所 水戸市役所4階 政策会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 犯罪被害者支援条例の制定に向けた取組について

(2) その他

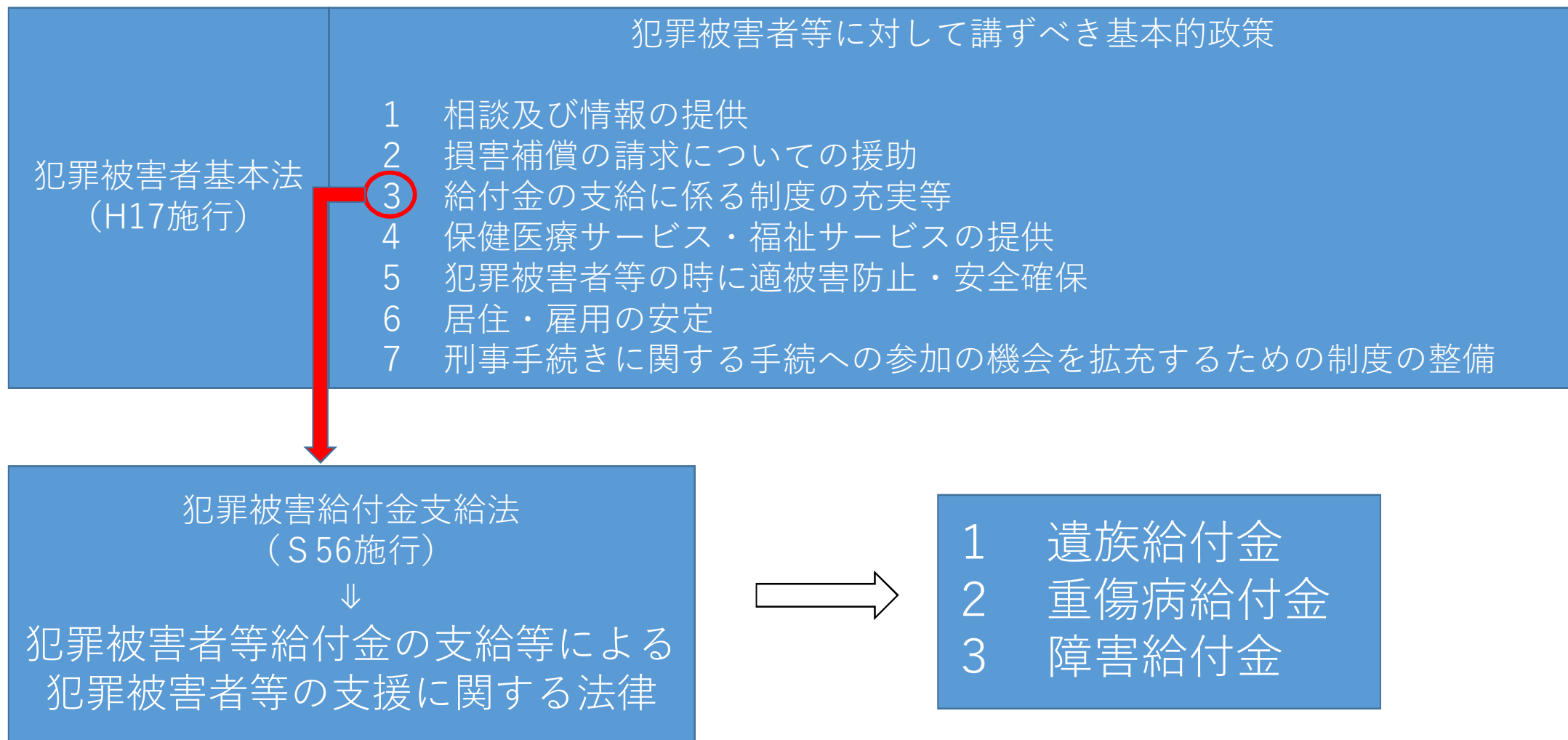
4 閉 会

令和6年8月20日

令和6年度第2回水戸市安全なまちづくり 推進委員会資料

犯罪被害者等支援条例について

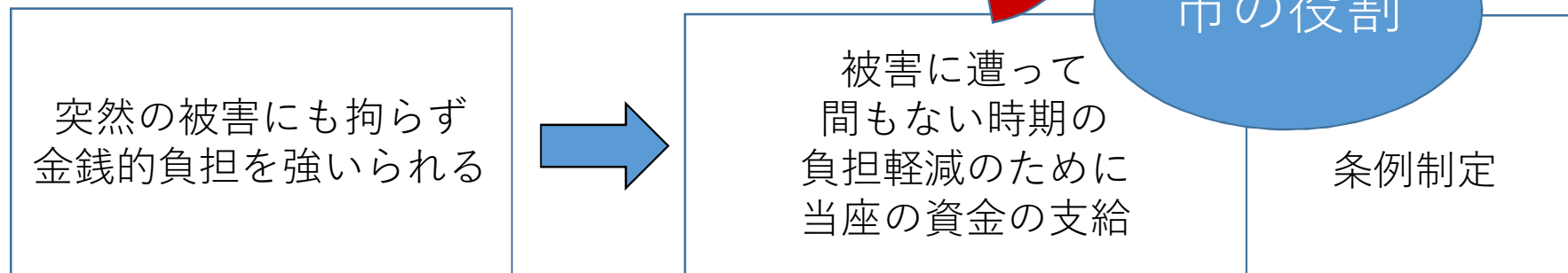
○ 犯罪被害者支援の実情



○ 犯罪被害者等への金銭的支援の実情



○ 被害者支援の課題



○ 条例制定の必要性について

本市における刑法犯認知件数は、長期的に見れば減少傾向にあるが、全国に目を向けると、昨今は世間の耳目を集めるような凶悪犯罪も発生している。

本市では、凶悪犯罪のうち暴力団及び家族間以外の殺人事件は、幸いにもここ数年間発生していないものの、ひとたび発生すれば、被害者支援の必要が生じることから、本市における、被害者支援に対する指針等を事前に示しておく必要がある。

そして、市をはじめとする被害者支援の関係者の責務、主要な支援事項等を明確にして、総合的、継続的に支援を実施できるように、備えておく必要がある。

被害者支援
体制の整備

これまで、加害者に対する支援は多く行われてきたものの、被害者に対する支援は脆弱であったことから、条例を制定することで、犯罪被害者を社会全体で守っていくという意識を醸成できる。

条例を制定することで、被害者支援に関する市、事業者、市民の役割を広く周知することができ、また支援内容が明示されることで、被害者に寄り添い、丁寧な支援を行っていくという市の姿勢を示すことができる。

社会的気運の
醸成

○ 茨城県内の条例制定の動向

・ 犯罪被害者支援条例の制定

市町村

H22 常陸大宮市
H28 潮来市
H30 行方市
R 6 那珂市, 桜川市, 茨城町

**6市町で条例による
見舞金等を支給（R6.8現在）**

県

**R4 茨城県
犯罪被害者等支援条例**

重点テーマ

- ① 支援等のための体制整備
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止
- ③ 損害回復・経済的支援
- ④ 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

○ 条例（案）の基本的方針

- 関係機関との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等のための各種施策を実施する。
- 国や県の制度を踏まえつつ、水戸市として、速やかに、被害に遭った直後における犯罪被害者等の費用負担等の軽減を図る。
- 犯罪被害者等に対する支援の必要性の社会的認知の向上を図るとともに、安心して暮らし続けられるまちを目指す。

○ 条例の骨子（案）

• 対象罪種

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

見舞金支給については、別途に規則で規定

殺人、傷害致死又は傷害罪（1か月以上の重症を負ったもの）で、
警察に被害届を提出しているもの等

• 犯罪被害者の範囲

上記対象罪種の被害者本人又はその遺族

• 対象者

水戸市民等

（水戸市民，本市に通勤又は通学している者）⇔ 茨城県や被害者支援センターと連携

※ 見舞金の支給は水戸市民（居住実態のある者）に限定

○ 条例（案）におけるそれぞれの役割

• 水戸市

関係機関等との適切な役割分担を踏まえ，相互に連携を図りながら，犯罪被害者等のための**施策を実施する**。
そのための**体制整備に努める**。

• 市民等

犯罪被害者等支援の重要性についての理解を深め，犯罪被害者等が**二次的被害が生じることのないよう**十分に配慮し，**地域社会で孤立させないよう努める**。

• 事業者

犯罪被害者等が被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう，その**就労及び勤務について**，十分に**配慮するよう努める**。

○ 具体的な施策

従来から
取り組んでいるもの

- 相談体制・情報提供の充実
- 人材の育成
- 民間支援団体に対する支援
- 犯罪被害者の安全確保
- 日常生活の支援
- 経済的負担の軽減

新たに
取り組むもの

- 見舞金の支給
- ワンストップ窓口の設置
- 啓発活動

○ 今後のスケジュール

- 水戸市安全なまちづくり協議会（以下「協議会」）に、条例骨子（案）を示し、意見を聴取する。（本日）
- 庁内における関係課長会議等による意見調整
- 原案作成
- パブリックコメントを実施する。
- 庁内における関係課長会議及び協議会の意見、パブリックコメント等の結果を踏まえ、令和6年度中の条例制定を目指す。

ご清聴ありがとうございました

資料 2

近隣自治体における見舞金制度（R6. 4 月現在）

(1) 県内自治体

(単位:円)

市 町	遺族見舞金	重症病見舞金	転居費用	家賃補助	備 考
常陸大宮市	300, 000	100, 000	—	—	H22. 3. 25 公布
潮来市	300, 000	200, 000	—	—	H28. 12. 21 公布
行方市	300, 000	100, 000	—	—	H30. 12. 12 公布
那珂市	300, 000	100, 000	—	—	R6. 4. 1 施行
桜川市	300, 000	100, 000	—	—	R5. 12. 11 公布
茨城町	300, 000	100, 000	—	上限 3 万円 (月額 の 1/2, 半年間)	R6. 1. 5 公布

(2) 県 (近隣県)

(単位:円)

県	遺族見舞金	重症病見舞金	転居費用	家賃補助	備 考
茨城県	—	—	—	—	
福島県	(300, 000)	(150, 000)	(100, 000)	—	※市町村への補助 (上限)
栃木県	600, 000	200, 000	—	—	
群馬県	—	—	—	—	
埼玉県	—	—	—	—	
千葉県	300, 000	100, 000	—	—	

(3) 中核市 (近隣県内)

(単位:円)

中核市	遺族見舞金	重症病見舞金	転居費用	家賃補助	備 考
福島市	600, 000	300, 000	200, 000※	—	※上限
郡山市	600, 000	300, 000	200, 000※	—	条例無し ※上限
いわき市	600, 000	300, 000	200, 000※	—	条例無し ※上限
宇都宮市	300, 000	100, 000	—	—	
前橋市	300, 000	100, 000	—	—	
高崎市	300, 000	100, 000	—	—	
川越市	300, 000	100, 000	—	—	
川口市	—	—	—	—	条例有, 見舞金無
越谷市	—	—	—	—	条例無, 見舞金無
船橋市	—	—	—	—	条例無, 見舞金無
柏市	—	—	—	—	条例無, 見舞金無